

## 公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2024年9月11日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

記

公告件名：全世界2024年度案件別外部事後評価パッケージIV-2(ケニア、タンザニア、アフリカ開発銀行)（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

1. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
2. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
3. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
4. 技術提案書及び入札書等の提出：  
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
5. 開札日時及び場所：  
入札説明書第1章9. のとおり
6. その他：入札説明書のとおり

## 入札説明書

### 【一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型）】

業務名称：全世界 2024 年度案件別外部事後評価パッケージIV-2(ケニア、タンザニア、アフリカ開発銀行)（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

調達管理番号：24a00221

#### 【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 9 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 9 月 11 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 入札の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2024 年度案件別外部事後評価パッケージIV-2（ケニア、タンザニア、アフリカ開発銀行）（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）<sup>1</sup>

(4) 契約期間（予定）：2024年11月から2026年1月

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の28%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払いの設定<sup>2</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2024年度末(2025年1月頃)

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第1課/第2課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

評価部 事業評価第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 9月 17日 12時
2	入札説明書に対する質問	2024年 9月 17日 12時
3	質問への回答	2024年 9月 20日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書(電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出日	2024年 9月 27日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時(入札会)	2024年 10月 15日 10時
8	技術評価説明の申込日(落札者を除く)	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

### 3. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

本項目については10ページの「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1) 全省庁統一資格、及び2) 日本登記法人は求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

### 4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.(3) 日程」参照)。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料:

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

## 5. 入札説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/Bwf9r14ZiZ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして  
います。

### (2) 質問への回答

- 1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争  
参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金  
額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

### (3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の  
内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前  
までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期  
間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 6. 入札書・技術提案書の提出

### (1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

### (2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書  
等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出  
方法(2023年3月24日版)」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記2.(3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作  
成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

## 2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

## 3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

## (3) 提出先

### 1) 技術提案書

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

### 2) 見積書（別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号) \_ (法人名) \_ 見積書  
[例：24a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「24a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

## (4) 提出書類

### 1) 技術提案書・別見積書

## (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

## 8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2) 入札書の提出期限後に到着した入札

3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

4) 明らかに連合によると認められる入札

5) 同一競争参加者による複数の入札

6) 条件が付されている入札

7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

## (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：  
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。<sup>3</sup>

## (3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

## (4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

## (5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

---

<sup>3</sup> この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

## 10. 落札者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

### (2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

### (3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点＝最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点＝最低見積価格／それ以外の者の価格×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8）/N×100点

\*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

### (4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価

点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（技術評価点）} \times 0.7 + \text{（価格評価点）} \times 0.3$$

#### （５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- １）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- ２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- ３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

### 1 1. 契約書作成及び締結

- （１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （２）速やかに契約書を作成し締結します。
- （３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

### 1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思いますと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 【事後評価業務における排除者条項（2024年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません<sup>4</sup>。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

### 【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1.の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1.に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1.に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当

---

<sup>4</sup> 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください

案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

**【利益相反の事前確認】**

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、9月20日（金）12時までに、評価部事業評価第一課宛（[evtel@jica.go.jp](mailto:evtel@jica.go.jp)）に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

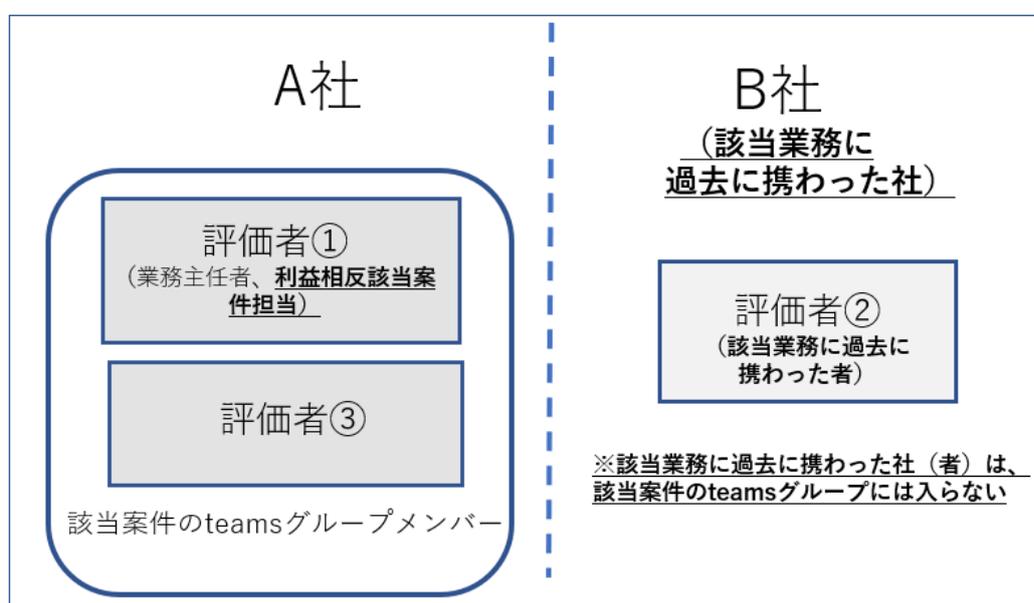
関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係 (*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、 ③、 ④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナー</u>	

		<u>の成果)とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員 (A 社) が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5 人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者ともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A 社と B 社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(\*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(\*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(\*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者 (社) が入らないように、グループを設定する。



## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

### 第2条 業務の目的と範囲

本業務は、2024年度外部事後評価として、DAC評価6基準による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

	国名	スキーム	案件名
1	ケニア	円借款	オルカリアーレスーキスム送電線建設事業
2	ケニア	円借款	モンバサ港開発事業フェーズ2
3	タンザニア	円借款	小規模灌漑開発事業
4	アフリカ開発銀行	円借款	EPSAの下での民間セクター支援融資(Ⅳ) EPSAの下での民間セクター支援融資(Ⅴ) EPSAの下での民間セクター支援融資(Ⅵ) EPSAの下での民間セクター支援融資(Ⅶ)(一体評価)

※衛星データ利用の案件：No.1（ケニア）とNo.2（ケニア）

### 第3条 業務の実施方針及び留意事項

#### （1）調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）<sup>5</sup>及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行うこと。

- 外部事後評価レファレンス（2024年度版）<sup>6</sup>
- 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- JICA事業評価ガイドライン（第2版）<sup>7</sup>
- JICA事業評価ハンドブック（Ver.2.0）<sup>8</sup>
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）<sup>9</sup>
- 事業評価における衛星・GISデータ活用にかかる資料<sup>10</sup>

#### （2）安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり<sup>11</sup>。

##### 1）ケニア：オルカリアーレススーキスム送電線建設事業

- ・原則、全サイトの現状把握を行うことを想定する。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイトオルカリア（リフトバレー州）、レスス（リフトバレー州）、キスム（ニャンザ州）の現状を踏査して情報収集を

<sup>5</sup> 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、技術提案書で提案すること。

<sup>6</sup> <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>よりダウンロード可

<sup>7</sup> 同上

<sup>8</sup> 同上

<sup>9</sup> [https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html)よりダウンロード可

<sup>10</sup> 事業評価における衛星・GISデータ活用 (<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/gis/index.html>)

<sup>11</sup> 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修正されることとなります。

する。実施機関のケニア送電公社（Kenya Electricity Transmission Company: KETRACO）の他、ケニア発電公社、ケニア配電公社については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する<sup>12</sup>。

- ・本事業で建設・拡張した以下のコンポーネントにつき、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）、事後評価時点で予算や技術は十分かどうか等について確認する。

（対象コンポーネント）

- ① 220kV送電線建設（オルカリアーレスス間約213km、レススーキスム間約77km）
- ② 3ヶ所の変電所拡張（オルカリア変電所、レスス変電所、キスム変電所）

- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を確認する。との協調等に関して、事前評価表では、②について、「ソンドウ・ミリウ水力発電事業」（2008年2月供用開始）、「ソンドウ・ミリウ / サンゴロ水力発電所建設事業」（2007年1月承諾）、「オルカリア I 4・5号機地熱発電事業」（2010年3月承諾）との連携が想定されていた。また③について、「ケニアの電力セクターにおける主な支援ドナーは、JICA の他、世界銀行、フランス開発庁（AFD）、欧州投資銀行（EIB）、ドイツ金融復興公庫（KfW）、アフリカ開発銀行であり、電源開発、送配電整備、地方電化、電力関連機関の組織運営能力向上等、包括的な支援が行われている」とある。これら②～③について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。
- ・事前評価表に記載のある運用・効果指標①設備稼働率（%）（オルカリアーレスス間、レススーキスム間）、②年間事故停電時間（分/年）（オルカリア変電所、レスス変電所、キスム変電所）、③停電回数（回数/年）（オルカリア変電所、レスス変電所、キスム変電所）、④送電損失率（%）、⑤送電端電力量（GWh/年）（オルカリアーレスス間、レススーキスム間）の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、安定した電力供給による投資環境及び

---

<sup>12</sup> ケニアでは、電力システム改革の一環として、発電・送電・配電が分離され、ケニア発電公社、ケニア送電公社、ケニア配電公社がそれぞれ所管している。なお、業務従事者による第1次、第2次現地渡航について、ケニアは「イスラム武装勢力によるテロリスクが高い国」とされるため、ラマダン期間（2025年3月頃が該当）の渡航を可能な限り避けること。

生活環境の改善、ケニアの経済・社会発展、地球環境負荷の軽減<sup>13</sup>にどのような影響をもたらしているか確認する。

- ・有効性・インパクトに関しては、以上の定量的・定性的効果指標の確認を基本とするが、補完的に衛星データ活用による関連情報収集も可とする。詳細は、第4条(5)詳細分析のとおり。
- ・本事業は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月制定)において、影響を及ぼしやすい特性および影響を受けやすい地域に該当するとして、カテゴリ-Aに分類されているため、環境への望ましくない影響はなかったかを確認する。

—本事業の事前評価表には、環境許認可について、実施機関が作成した環境社会影響評価(ESIA)報告書は、2010年3月に主に環境関連の法律及び規則の遵守、環境モニタリングの実施を求める附帯条件が付された上で国家環境管理庁(National Environmental Management Authority: NEMA)より承認され、EIAライセンスが発行されたとある。

—自然環境面では、建設される送電線は一部保護林や国立公園を通過するものの、当該区間においては既存送電線と平行して建設することで影響が最小化される想定であること、送電線下の植生は伐採が行われるものの代替植林等の緩和策がとられ、自然環境への大きな影響は見込まれないとの説明がある。

—社会環境面では、事業実施にあたり約620エーカーの送電線下の地役権取得及び400世帯の住民移転が必要となる見込みであるが、実施機関が作成する住民移転計画について被影響住民との協議が開催されており、地役権取得及び住民移転はケニア国内法及び同計画に沿って実施される予定、との記載がある。

以上の大気質、水質、騒音、生態系、地役権取得及び住民移転等について、事前評価表には実施機関がモニタリングを実施すると明記されている。本事後評価では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。

- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「事業効果の十分な発現のため、事業実施後の継続的な設備増強と潜在需要に対応する新規電源開発等の必要性」が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として、広くリフトバレー州とニャンザ州地域の住民が想定されるが、電力の安定供給に資するインフラ整備という本案件の特

<sup>13</sup> ケニアにおける総発電量の9割が再生可能エネルギー由来だが、再生可能エネルギーの導入にあたっては、電力系統(送配電網)の強化が不可欠。また、変電所の拡張、及び高圧送電線の建設により、送変電による電力ロスの削減に繋がることが期待される。

性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

## 2) ケニア：モンバサ港開発事業フェーズ2

- ・原則、全サイトの現状把握を行うことを想定する。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト（モンバサ郡モンバサ港）の現状を踏査して情報収集をする。ケニア港湾公社（以下、「KPA」という）については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する<sup>14</sup>。
- ・本事業で整備した以下のコンポーネントにつき、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）、事後評価時点で予算や技術は十分かどうか等について確認する。

（対象コンポーネント）

①コンテナターミナル建設

②荷役機械調達（ガントリークレーン、トランスファークレーン等）

③保安システム調達（コンテナターミナルを取り囲むフェンス等）

- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を確認する。事前評価表では、③について Trade Mark East Africa (TMEA) との連携が想定されていた。実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある定量的効果①コンテナ貨物量 (TEU/年)、②入港船舶総トン数 (GRT/年)、③滞船時間 (Gross) (時間/隻) の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認すること。加えて、フェーズ 1 の運用・効果指標で設定されていた、コンテナ化率 (年間) (%) についても同様に確認すること。また、定性的効果としてモンバサ港の貨物取扱量増加によるケニア及び近隣諸国経済発展への波及効果、港湾サービスの向上について変化を確認する。これら運用・効果指標を確認することを基本とするが、補完的に衛星データ活用による関連情報収集と分析を行うこと。詳細は、第4条(5) 詳細分析のとおり。
- ・本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年10月4日公布）において、カテゴリ-Bに分類され、港湾セクターのうち大規模なものに

<sup>14</sup> 業務従事者による第1次、第2次現地渡航について、ケニアは「イスラム武装勢力によるテロリスクが高い国」とされるため、ラマダン期間(2025年3月頃が該当)の渡航を可能な限り避けること。

該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないとは判断されていた。また、環境許認可・汚染対策等の対策がとられることが想定されており、自然環境面への影響は最小限であり、住民移転・用地取得も発生しないとされた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。

- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「土木工事完成前にオペレーターが選定され、円滑な港湾運営の立ち上がりが可能となるよう、オペレーター選定補助業務を借款コンサルタントの業務に含める」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として、広く、ケニア及び東アフリカ地域の人々が想定されるが、地域全体の貿易促進を目的としたインフラ整備という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

### 3) タンザニア：小規模灌漑開発事業

- ・原則、全サイトの現状把握を行うことを想定する。
- ・本事業のサブプロジェクトはタンザニア全土の7灌漑ゾーン、108か所<sup>15</sup>に点在しており、全てのサイトを踏査することは困難なため、業務従事者は4つの灌漑ゾーン（キリマンジェロゾーン、ムワンザゾーン、ムベヤゾーン、ドドマゾーン）から10か所程度を選定し現地調査補助員とともに踏査する<sup>16</sup>。視察できないサブプロジェクトについては、現地調査補助員による踏査、質問票もしくはオンライン・電話等遠隔での確認により情報を収集し、評価分析を行うことを可とする。実施機関である農業・食料安全保障・協同組合省（首都ドドマ）および踏査するサブプロジェクトの各県灌漑事務所と維持管理を担う地方自治体へのヒアリングは業務従事者が現地調査補助員とともに行う。事業関係者（施設の運営・維持管理を行う住民組織を含む）へのヒアリングは現地調査補助員の実施も可とする。
- ・本事業で建設・増強したコンポーネントにつき、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）、事後評価時点で予算や技術は十分かどうか等について確認する。また、先方負担事項の実施

<sup>15</sup> 108カ所については、配布資料のPSRを参照。なお、PSRIには127カ所とあるが、第1バッチから第3バッチで重複のサイトがあるため、対象のサイトは108カ所となる。

<sup>16</sup> 10か所の踏査対象サイトは、案件実施時全国7灌漑ゾーン（現在は行政区の再編成の中で25州に再編成されている）の中から、キリマンジェロゾーン、ムワンザゾーン、ムベヤゾーン、ドドマゾーンを中心に1～3箇所を事業実施のバッチに偏らないようにバランスに配慮して選定することとする。なお、その選定方法について、選定基準を技術提案書で提案すること。

状況についても確認を行う。

- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等を確認する。事前評価表では、②について「DADPs 灌漑事業推進のための能力強化プロジェクト」および「コメ振興支援計画プロジェクト」の連携が想定されていた。また、本事業については世銀との協調融資（パラレル）として実施されている。これら②～③について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。
  - ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標「①受益面積（ha）、②作物別作付面積（ha）、③水利費徴収率（%）、④主要農作物別生産高（トン/年）、⑤主要農作物別単収（トン/ha）、⑥戸当たり農業粗収益額（円/年/戸）」の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、小規模農家の生計向上及び貧困削減への影響を確認する。
  - ・本事業は融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）でカテゴリFIに分類されている。各サブプロジェクトについて、左記ガイドラインに則り適切な対応策がとられていたか、正負のインパクトに留意して分析する。
  - ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「事業の持続的成功のためには、維持管理を担う農民自身のインセンティブ及び組合活動を通じた財務基礎強化が重要」である点と「持続的な農業生産性向上へ繋げるには、ハードの側面（水資源開発、灌漑施設の整備等）とソフトの側面（水利組合の組織化とその機能強化、運営維持管理に関するトレーニング、営農指導、人材開発等）への支援が必要」との点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
  - ・なお、本事業は公平な社会参加から取り残されている人々の貧困削減促進を目指した案件であり、最終受益者として貧困層に属する小規模農家が想定される。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、受益者への効果の発現状況を確認することとし、その中で具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。
- 4) アフリカ開発銀行：EPSA の下での民間セクター支援融資（IV）、EPSA の下での民間セクター支援融資（V）、EPSA の下での民間セクター支援融資（VI）、EPSA の下での民間セクター支援融資（VII）（一体評価）
- ・本事業は円借款「EPSA の下での民間セクター支援融資」の（IV）～（VII）の4案件を一体評価するものである。

- ・本事業は、JICA がアフリカ開発銀行（以下、「AfDB」という。）を通じてアフリカの民間セクターに行った出融資事業である。AfDB のアフリカ域内メンバー国に所在・登記されている民間企業が必要とする事業資金を、AfDB が行っている民間セクター向け出融資業務を通じて、JICA が資金提供するものである。AfDB から民間セクターへ、あるいは、AfDB から地場銀行等の金融セクターを介してエンドユーザーである民間セクターへ出融資がなされる。
- ・原則、全サイトの現状把握を行うことを想定するが、全てを踏査することは困難であるため、業務従事者は現地調査補助員とともに AfDB の本部（アビジャン／コートジボワール）を訪問し、ヒアリングを通じて情報収集する。加えて、サブプロジェクトは 2 件（2 か国：コートジボワール、ルワンダ）を現地踏査する。
- ・本事業は以下に示す 4 分類に従い、合計 25 件のサブプロジェクトを実施している。サブプロジェクトとして出融資を受けた組織の本社所在地は 11 カ国に及ぶ。

<4 分類：合計 25 サブプロジェクト>

- (ア) 銀行向け融資 (Line of Credit) (8 件)
- (イ) 出資／金融セクター向け (3 件)
- (ウ) 出資／民間セクター向け (11 件)
- (エ) インフラ事業 (PPP Infrastructure) (3 件)

<サブプロジェクトとして融資を受けた組織の本社所在地：11 か国>

シンガポール、ナイジェリア、ウガンダ、モーリシャス、エジプト、トーゴ  
コートジボワール、南アフリカ、マリ、ケニア、ルワンダ

上記 4 分類のうち、1 と 4 について、計 2 サイト (2 か国) を業務従事者は現地調査補助員と踏査する<sup>17</sup>。他の 2 分類 (2 か国) については、現地調査補助員のみでの踏査とする。なお、コートジボワールとルワンダの踏査は周遊とする。

<現地踏査候補案件> (AfDB 本部を除く)

	サブプロジェクト分類	対象国*	サブプロジェクト名	出融資先機関名	出融資先機関事務所所在地および実査先候補
1	(ア) 銀行向け融資 (Line of Credit)	広域	No. 30 Afreximbank Trade Finance Line of	Africa Exim Bank (Afrexim Bank)	コートジボワール：アビジャン (支社)

<sup>17</sup> 業務従事者について、2つのサブプロジェクトサイトの踏査回数は、原則1回とする。また、AfDB本部は第1次調査時のみの訪問のみとし、その後の情報収集等は遠隔での実施を想定する。最終的な踏査サイトは、調査実施時の現地の安全管理情報により、受注者と発注者で協議の上、調査開始後に決定する。

			Credit		
2	(イ) 出資/金融セクター向け	広域	No. 27 EADB Equity 1&2	東アフリカ開発銀行 (EADB) 本社	ウガンダ:カン パラ (本社)
3	(ウ) 出資/民間企業向け (Private Equity Fund)	広域	No. 42 AFRICINVEST III	Afrinvest III	ナイジェリア: ラゴス (支社)
4	(エ) インフラ事業 (PPP Infrastructure)	ルワンダ	No. 43 KIGALI BULK WATER	Kigali Water Limited	ルワンダ: ニヤ マタ (東部州、 ブゲサラ群)

\*サブプロジェクトの対象地域

- ・現地踏査を行わないその他の 23 件のサブプロジェクトについては、AfDB が作成したプログレスレポート等の関連文書（契約締結後に JICA が提供）を踏まえ、AfDB や出融資先機関へのヒアリング等を踏まえて情報収集や分析を行い、評価判断を行う<sup>18</sup>。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、② JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③ JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを確認する。
- ・本事業の有効性については、事前評価表の運用・効果指標（AfDB 民間企業への融資額、協調融資額、民間セクター向け総融資における貧困国への融資比率、民間セクター向け共同出資案件における総出資額、民間セクター向け貿易金融額等）の達成状況を確認する。その他、AfDB がサブプロジェクト毎に設定した指標に加え、要すればサブプロジェクト毎に追加的な指標を設定し、サブプロジェクトの効果を測り、案件全体にかかる有効性の判断の根拠とする。
- ・本事業のインパクトについては、事前評価表の定性的効果（民間投資促進、金融システムの強化、民間資金によるインフラ整備）について確認する  
 なお、サイト実査対象案件における(エ)インフラ事業 (PPP Infrastructure) について重点的に分析することとし、(ア)銀行向け融資 (Line of Credit)、(イ)出資/金融セクター向け、(ウ)出資/民間セクター向けについては、原則として、AfDB の融資先である銀行、金融機関、民間企業等を通じて、与えられた業務量で可能な範囲で最終受益者 (AfDB から融資された銀行等から、融資を受けている民間企業等、エンドユーザー) に関する情報収集を行う。サ

イト実査対象外の案件についても、関係資料等から得られた情報があれば簡潔にまとめること。

- ・また、本事業の特殊性を踏まえ、DAC 評価 6 基準に加えて、「アディショナルリティー（追加的効果）」の項目による案件評価を実施する。内容について、前フェーズでは、マクロ・レベルの投資誘導効果、AfDB 支援拡大、日本の ODA の認知（visibility）、日系企業への裨益、の 4 つの観点で分析を行った。前フェーズの評価結果を参照しつつ、状況がどのように変化したか等を確認をすること。なお、アディショナルリティー自体は総合評価の評価判断には加味しない。
- ・本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月制定）において、カテゴリーFI に分類される。JICA の融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境へ影響を与える可能性があることが想定されるため。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、住民移転が発生しているサブプロジェクトにおいては同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「AfDB からの事業に関する報告を定期的に受けること、円借款が活用されている事実について AfDB 側に広報を求めること、JICA 側が現地視察を行うことができるよう AfDB に融資先との合意を求めること」等の点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。なお提言・教訓の分析においては、日本企業との連携強化や日本の ODA 認知度向上、JICA 事業との連携による相乗効果の発現といった点についても、有益な提言・教訓が得られるように分析する。
- ・なお、25 件のサブプロジェクトそれぞれに異なる最終受益者がおり、特定が困難であるという本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

### （3）ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員<sup>19</sup>を確保すること。

<sup>19</sup> 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の用途、活用の範囲等については、技術提案書で提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

- 実施機関や JICA 事務所を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

#### (4) 評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。また、英文・仏文（仏文については AfDB 案件（仏語圏の 3 か国：トーゴ、コートジボワール、マリ）のみ。以下同様）で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- 評価方針（和文）の確定（25 営業日）
- 事前事後比較表（和文）の確定（25 営業日）
- 評価報告書（和文）の最終確定（30 営業日）
- 評価報告書（英文）の確定（25 営業日）

#### (5) 発注者による様式等の提示

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

### 第 4 条 調査の内容

#### (1) 調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要（現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料（英文・仏文））を作成する。なお、当該資料には、機構の事後評価制度の概要を含むものとする。

#### (2) 評価方針の作成

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス（2024 年度版）に基づき、対象

案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る<sup>20</sup>。

### （３） 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象実施機関及び関係者に対する質問票（英文・仏文）を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象実施機関に送付するため、受注者の現地調査開始 15 営業日前までに質問票案を提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

### （４） 評価に必要な情報の収集・整理（第 1 次現地調査）

上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）および JICA 事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要となる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。なお、第 1 次現地調査の最後に JICA 事務所への報告を行うこと。

### （５） 詳細分析

#### 1) ケニア「オルカリアーレススーキスム送電線建設事業」 ※衛星データ利用

本事業について、指標の判断を補完するため、衛星データを活用した分析デザインを技術提案書にて提案すること<sup>21</sup>。但し、衛星データは無償提供データを利用することを前提とする。本分析は報告書内にコラムとして纏める。

<sup>20</sup> 評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

<sup>21</sup> 例えば、「安定した電力供給による投資環境及び生活環境の改善」「ケニアの経済・社会発展」への寄与度合いを推測する手段の一つとして、補完的に夜間データを用いる。業務従事者は本事業の対象道路の位置情報と夜間光データを組み合わせることで対象道路周辺の経済発展の度合い、その要因について調査・分析を行う。これらの具体的な調査方法の提案や、他の調査方法等があれば、技術提案書で提案すること。

## 2) ケニア「モンバサ港開発事業フェーズ2」※衛星データ利用

本事業について、指標の判断を補完するため、衛星データを活用した分析デザインを技術提案書にて提案すること<sup>22</sup>。但し、衛星データは無償データの利用を前提とする。また本分析は、報告書内にコラムとすると共に、分析ペーパーとして纏める。詳細は下記（14）を参照。

### （6） IRR 再計算<sup>23</sup>

対象案件のうち、以下の案件については IRR の再計算（FIRR/EIRR）を行う。事前事後を比較の上、差異の要因を分析し報告書に明記する。別途提示する IRR 再計算シート及び計算確認シートについては、事前事後比較表の提出と同時に発注者に提示し、確認を得る。また、算出根拠資料は収集資料の一部として提出すること。

	国名	案件名	FIRR/EIRR
1	ケニア	オルカリアーレススーキスム送電線建設事業	EIRR
2	ケニア	モンバサ港開発事業フェーズ2	FIRR/EIRR
3	タンザニア	小規模灌漑開発事業	EIRR

### （7） 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与する。併せて提言・教訓の方向性を検討する。事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

### （8） 暫定評価に係る実施機関との協議（第2次現地調査）<sup>24</sup>

（7）の暫定的な評価につき、調査対象実施機関と協議を行う<sup>25</sup>。なお、実現性

<sup>22</sup> 例えば、「地域全体の貿易促進」「社会経済の発展」への寄与度合いを推測する手段の一つとして、補完的に夜間光、航跡等を用いる。業務従事者は本事業の港湾の位置情報と夜間光データ、船舶の航跡等を組み合わせることで貿易促進や経済発展の度合い、その要因について調査・分析を行う。これらの具体的な調査方法の提案や、他の調査方法等があれば、技術提案書で提案すること。

<sup>23</sup> 外部事後評価レファレンス 別添5を参照。

<sup>24</sup> 「EPSAの下での民間セクター支援融資（IV）～（VII）」（一体評価）については、第2次現地調査は実施しないため、本項に記載の協議については、必要に応じて遠隔にて実施する。

<sup>25</sup> 暫定的な結果については、確定前の評価のため、情報の扱い方には十分に留意すること。

の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。

#### (9) 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

#### (10) 調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック

上記(8)及び(9)を踏まえた評価結果概要について、実施機関、相手国関係機関、JICA事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

#### (11) 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、(9)及び(10)の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。

#### (12) 評価報告書<sup>26</sup>(案)の作成

上記(11)までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則20ページ以内の評価報告書(案)(和文)を取りまとめ、発注者の承諾を得る<sup>27</sup>。和文の承諾後、評価報告書(案)(英文・仏文)を作成し、発注者の承諾を得る<sup>28</sup>。その後、英文について発注者が相手国調査対象実施機関等からのコメントを取り付け、そのコメントも踏まえ評価報告書(案)(和文・英文)を最終化し<sup>29</sup>、発注者の承諾を得る。

#### (13) 教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート(和文・英文)を作成する。

#### (14) 衛星データ活用分析ペーパー

対象案件のうち、ケニア「モンバサ港開発事業フェーズ2」については、上記第4条(5)で活用した衛星データによる評価分析につき、以下の点を含めた分析ペーパー(和文・英文)を作成する。本文2-4ページ程度で、フォーマットは特に指

<sup>26</sup> 簡易型評価の場合は「評価報告書」を「評価結果票」に読み替えてください(結果票は原則10ページ以内)。

<sup>27</sup> 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ15営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

<sup>28</sup> 評価部の確認に10営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに15営業日が必要です。

<sup>29</sup> 評価報告書(案)の最終化は(和文・英文)のみとする。

定しないが、内容については JICA と協議した上で作成する。

- ・ 活用した衛星データの種類、入手方法
- ・ 衛星データ活用による分析方法（コードがある場合はコード URL も記載）
- ・ 分析結果（視覚的に確認できるよう画像も含める）
- ・ 分析する上での工夫、留意点、提案など

## 第5条 報告書及び提出物等

### （1）成果品

#### 1）評価報告書（和文・英文）

- ・ 詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。
- ・ 報告書の仕様は以下のとおりとする<sup>30</sup>。

提出様式：電子データ（PDF 版・Word 版：CD-R 3 部）による提出。

提出期限：契約履行期限末日

### （2）提出物

#### 1）収集資料<sup>31</sup>

- ① 一次データ（定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、一次データの処理・分析用ファイル（STATA や R などのスクリプトファイル）を含めること。
- ② IRR 再計算の根拠資料
- ③ 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真 5 枚/案件程度（解析度 300～350dpi）<sup>32</sup>

#### 2）衛星データ活用分析ペーパー（ケニア「モンバサ港開発事業フェーズ 2」案件のみ）

#### 3）教訓シート（第 4 条（13）参照）

#### 4）特殊言語版の報告書案（仏語）

<sup>30</sup> 最終報告書の記載方法等については、第3章 技術提案書作成要領 1. 技術提案書作成に係る要件(5)配付資料／公開資料等を参照のこと。

<sup>31</sup> 契約締結後に、別途打合簿にて、収集資料の内容を取り交わす。

<sup>32</sup> 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します（JICAの原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします）。

提出様式：電子データ（CD-R 1部）による提出（上述1）～4）をまとめて）。

提出期限：上記（1）と同じ。

## 第6条 その他

### （1）関係者との連絡

JICA との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に JICA から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が実施機関等相手国関係機関や JICA 事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

### （2）安全管理

現地業務に先立ち、JICA の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認すること。発注者は、海外渡航管理システム（トコカン）を通じて海外での有事の際に対象地域に滞在している JICA 事業関係者の情報を検索し、注意喚起情報や安否確認メッセージの発信、対象者の応答確認を行うため、渡航の際には登録すること。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

### （3）個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取扱いとなる。

## 第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相

談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項**  
**(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条（1）調査・分析の実施基準、脚注5
2	選定方法、選定基準について	第3条（2）3）タンザニア「小規模灌漑開発事業」脚注16
3	現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第3条（3）ローカルリソースの活用、脚注19
4	衛星データを活用した分析方法	第4条（5）衛星データを活用した分析：1）ケニア「オルカリアーレスーキスム送電線建設事業」脚注21
5	衛星データを活用した分析方法	第4条（5）衛星データを活用した分析：2）ケニア「モンバサ港開発事業フェーズ2」脚注22

## 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

### 1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

#### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

#### (2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.63 人月

(現地渡航回数：延べ7回)

アフリカ開発銀行の案件については、第1次現地調査のみとし、コートジボワールとルワンダの周遊を想定しています。

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：ケニア、タンザニア、コートジボワール、ルワンダ及びその他の途上国地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業

務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

#### （４）配付資料／公開資料等

##### １）配付資料

- 【ひな型】評価方針\_事前事後比較表【スキーム別・和文】Ver. 3
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・英文】Ver. 3
- 【ひな型】評価報告書【スキーム別・和文】Ver. 3
- 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver. 3
- 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018年度改訂版）

##### ２）配付資料（該当案件のみ）

- ケニア「モンバサ港開発事業フェーズ2」PCR、審査調書
- タンザニア「小規模灌漑開発事業」PSR、審査調書
- アフリカ開発銀行「EPSAの下での民間セクター支援融資（IV）」サブプロジェクトの進捗報告書
- アフリカ開発銀行「EPSAの下での民間セクター支援融資（V）」サブプロジェクトの進捗報告書
- アフリカ開発銀行「EPSAの下での民間セクター支援融資（VI）」サブプロジェクトの進捗報告書
- アフリカ開発銀行「EPSAの下での民間セクター支援融資（VII）」年次報告書サブプロジェクトの、進捗報告書

上述２）については、JICA 評価部（[jicaev@jica.go.jp](mailto:jicaev@jica.go.jp)）へ連絡し入手してください。受領に当たっては別途誓約書をご提出いただきます。

##### ３）公開資料

- 事業事前評価表（全スキーム）  
<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>（案件名で検索）  
事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。
- JICA 図書館にて公表されている報告書等<sup>33</sup>

<sup>33</sup> 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが

<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>  
(案件名またはキーワードで検索)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 2) 各国における安全管理情報

#### 【ケニア】

##### 1) 行動規制

- ・ 6:00 以前及び 23:00 以降の外出を避ける。

可能。技術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。

- ・ 5:00 以前及び 23:00 以降のジョモ・ケニヤッタ国際空港／ウィルソン空港～ナイロビ市内間の移動を避ける。
- ・ クラブ（ディスコ）、カジノへの立ち寄り禁止。
- ・ バーはインターナショナルホテル内等の警備体制の充実した場所を選び、必ず複数人数で利用する。
- ・ 警備員の巡回、CCTV が設置されたショッピングセンター、レストランを極力利用し、滞在は最小限にとどめる。
- ・ Central Business District (CBD) 周辺や、欧米系ホテル、オフィスビルなど高層ビルへの滞在は必要最小限に留め、極力近寄らない。
- ・ 政府、軍関係施設、ナイロビ大学周辺、米、英、イスラエル系関連施設、不特定多数が集まる公共施設（バスターミナル、駅、スタジアムなど）、政治集会会場、宗教関連施設、スラム地区およびその周辺、工業地帯、ナイロビ駅、（入場料がなく）誰でも入れる公園、デモ行進の経路周辺を避ける。
- ・ 犯罪者に遭遇した場合、生命・身体の安全を最優先し、無抵抗に徹する。

## 2) 安全な宿舎の手配

- ・ 安全対策マニュアルを参照の上、安全な地域にあり必要な防犯設備のある住居／宿舎を選定する。長期滞在者の場合特に、立てこもるための退避室（Safe Haven）を準備する。
- ・ CBD では宿泊を避ける。
- ・ JICA 事務所が安全確認したホテルの他、CP や過去の利用実績等から情報を得、安全性を優先してホテルを選定する。

## 3) 通信手段

- ・ 携帯電話を常に通話可能状態とし、外出時は必ず携行する。

## 4) 移動手段

- ・ 徒歩、自転車禁止。自家用車、レンタカー、タクシーを利用する（全座席シートベルト着用、ドアロックし、窓は閉める）。但し、別途事務所で定めるエリアでのみ徒歩可。詳細は安全対策マニュアルを参照。
- ・ バス、マタツ、バイクタクシー、鉄道（SGR 除く）等の乗合いの移動手段の利用禁止。

## 5) 空港利用

- ・ 出発ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、早めにチェックインを済ませロビー滞在時間を最小限とする。

## 6) その他

- ・ 身分証明用に短期滞在者はパスポート原本、長期滞在者はパスポートコピー（顔

写真と労働許可証のページ) とケニア政府発行の ID カード原本を常時携帯し、警察から求められれば提示する。短期滞在者はパスポート原本を肌身離さず、他の貴重品と分けて携行する。

- ・ 公共の場でのビデオ、写真等の撮影は禁止
- ・ 派手な格好は避け、目立つ行動をとらない。
- ・ 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。

## 【タンザニア】

### 1) 行動規範

(ア) 23 時から翌日 5 時の間は外出禁止 (車両での市内移動を含む)。

注：ダルエスサラームおよびザンジバルの市内～空港間は市内移動と見なす。

(イ) 日没後、日の出前の都市間幹線道路の移動は禁止。

以下の空港及び市の移動は都市間幹線道路と見なす。

- ・ アルーシャ市及びモシ市～キリマンジャロ空港間。
- ・ ムベヤ市及びムベヤ・ソングウェ州境以西とソングウェ (ムベヤ) 空港間。

注：都市間を陸路で移動する場合には、18 時まで当日の最終目的地 (都市又は空港) に到着できる日程を計画すること。

(ウ) 夜間 (日没後、日の出前) の歩行や自転車での移動は禁止。

(エ) 歩行時に荷物をたすき掛けしないこと (ひったくり被害時の怪我防止)。

### 2) 安全な宿舎の手配

(ア) ダルエスサラーム市内では、Kariakoo 地区等、一部エリアでの宿泊は認められない (具体的な対象エリアについては「タンザニア国安全対策マニュアル」参照)。

(イ) 貴重品の管理に十分注意すること。

### 3) 通信手段

- ・ 携帯電話の常時携行 (緊急時の連絡用)。

### 4) 移動手段

(ア) バイクタクシー、長距離バス、ミニバス (ダラダラ) の利用禁止 (ただし、長距離バス、ミニバス (ダラダラ) に限り、当地派遣の協力隊は除く。安全対策マニュアル参照)。

(イ) 日中でも人通りの少ない道の歩行は控え、出来る限り車で移動すること。

(ウ) 三輪タクシー (バジャジ) の利用は極力避ける。(バジャジは四輪車と異なり安全面に懸念があることから、やむを得ず利用する場合でも他の交通手段を利用できない狭い路地やタクシーを傭上できない地方部等に限定す

る。)

(エ) 流しの無登録タクシーには乗らないこと。

(オ) ザンジバル（ペンバを含む）へのフェリーを利用する場合

- ・ AZAM MARINE 社の高速フェリーを利用すること。

注：AZAM MARINE 社は信頼性が高いと言われている。

- ・ 一般犯罪や水難事故時の対応の観点より上級船室（VIP 或いはロイヤルクラス）の利用を推奨。

- ・ 乗船後は非常口と救命胴衣の場所を確認すること。

- ・ 高波など悪天候（午後に多い）時には上船しないこと。

5) タンザン鉄道

- ・ 利用する場合には、「タンザニア国安全対策マニュアル」を確認すること。

6) 空港利用

(ア) 空港の滞在時間は最小限とし、空港で夜を過ごすことは認められない。

(イ) 乗継の際は制限エリア内に留まること。（空港周辺では凶悪犯罪が発生しているため、強く推奨）。

(ウ) 特に置き引きに注意すること。

7) その他

(ア) 政治や宗教に関する言動には特に注意すること。

(イ) 外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とすること。

テロの標的となりやすい場所

治安当局施設、駅、バスターミナル、宗教関連施設、大規模行事開催施設、欧米関連施設、デモや集会、統合型リゾート、大型ショッピングモール及びスーパーマーケット、飲食店、バー、観光スポット、市場等

(ウ) 騒乱やデモを見た場合は、速やかにその場所から立ち去り、JICA 事務所に連絡すること。

【コートジボワール】

1) 行動規範

- ・ 短期滞在者は、JICA 事務所指定のホテルに宿泊する。詳細は事務所に照会すること。

- ・ 深夜（22 時～翌 5 時）の外出禁止。業務上の活動は、原則として 20 時までに終了するように計画を立てること。

- ・ 常に携帯電話を携行し、連絡が取れる体制を維持すること。

- ・市内移動は車両移動を原則とし、徒歩移動は短距離に留めること。日没後の徒歩移動は禁止。
  - ・乗り合い路線タクシー（ウォロウォロ）や乗り合いワゴン（バカ）の利用は終日禁止。個人タクシーは配車アプリ（YANGO）の利用を優先するが、市内30分以内の近距離移動に限定して市内タクシー（オレンジ色）の利用も可とする。ただし、運転手や車両の状態に注意して利用すること。夜間のタクシー利用は配車アプリなどを利用し、路上で長時間待つことのないよう注意する。
  - ・（一般渡航の場合）空港からの移動は、極力レンタカーやホテルの送迎車両を利用する。タクシーを利用する場合は前項に記載の留意点を遵守する。
  - ・滞在日程や宿泊先の変更・延長があった場合は、速やかに事務所に滞在予定と共に届け出ること。
  - ・渡航前に「安全対策マニュアル（コートジボワール）」および「海外安全対策ハンドブック」を熟読すること。
  - ・当地で留意すべき主要なリスクは以下のとおり。
- ア) 集団示威行動（デモ、騒乱等）：目撃した際は、その場から離れ安全な場所に移動したのち、事務所に連絡。
- イ) テロ行為（ホテルやレストラン等襲撃、爆弾、誘拐）：欧米人が多く集まる高級ホテル、Zone4・トレッシュヴィルなどにある欧州系高級レストランやイベント会場、金曜日、イスラム/キリスト教歴記念日、フランス関係祭典等の日については特に注意。滞在が必要な場合はなるべく短時間に留め、常に周囲の状況に注意し、異変のある場合はその場から離れる。
- ウ) 言い争い、もめ事：当国の人々は特に政治、社会グループなどの問題にナーバスであるため、常に中立性に留意するとともに、このような話題には直接及ばないように留意。
- エ) 強盗、車上狙い、置き引き、スリ：車両移動中は必ず施錠し、窓を閉める。駐車は警備員など人目のあるところにし、車内に貴重品を残したり、外から見える場所に荷物を放置したりしない。
- オ) 青少年犯罪グループ「ミクロブ」：主にアボボ、アジャメ、ヨプゴンなどの地区で強盗、殺人、略奪、破壊行為を行うグループ。ナイフなどの凶器を持ち、薬物を常用。内部抗争による衝突が継続しているため、上記地域への立ち入りの際には徒歩での移動は原則禁止とし、車両移動中は必ず施錠し窓を閉める、周囲の様子に気を配り貴重品は取り出さない、可能な限り現地の人を随行させるなど、十分に注意して行動する。また、夜間の立ち入りは極力避けること。

### 【地方への移動時】

- ・日没後の都市間移動は禁止。日の出前・日没後の移動が生じないように、余裕を持った計画を立てること。
- ・整備の行き届いた車両と、道路事情に通じ十分な技術を有する運転手を手配する。一般渡航の場合は、レンタカーもしくは派遣中関係者の自家用車の利用を必須とする。
- ・同一行程で移動する単位ごとに、運転手以外にフランス語で十分な意思疎通ができるメンバーを1名以上含める。
- ・スピードの出し過ぎに注意する。最高速度は高速道路上で100 km/h（都市内は80 km/h）、それ以外の道路は60 km/hであるが、道路状況に応じた安全な速度で移動する。
- ・運転手に十分な休息（2時間に1回程度）を取らせ、同乗中は眠らない。
- ・移動開始時および完了時に事務所担当所員に連絡する（SMS可）。

### 【ルワンダ】

#### 1) 行動規範

##### 安全対策：

- ・「ジェノサイド」「ツチ」「フツ」といった話題・言葉を避ける。
- ・反政府勢力によるテロの標的となりやすい不特定多数の集まる場所（特に市場、バスターミナル、バー）への訪問を最小限とする。
- ・「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」ようにする。日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。

##### 移動手段：

- ・バイク（バイクタクシー含む）は利用禁止。
- ・都市間の移動は、6時から18時までとし、日没後の移動は行わない。
- ・長距離バス移動時は、車両状況や運転手の様子を確認し、安全が確保されるよう留意する。

##### 通信手段：

- ・貸与通信機材（携帯電話、衛星携帯電話）は充電の上、利用可能な状態に維持しておく。

##### 空港利用：

- ・出発/到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。

##### ジェノサイド追悼週間（毎年4月6日～4月13日）の行動規範：

- ・本邦及び第三国からの渡航者：業務渡航：禁止、一般渡航：禁止。

- ・国内長期滞在者：業務上必要な場合を除き、国内における任地外への移動禁止。  
ただし、ルワンダ国外へ一般渡航するために必要な都市間移動は可。

その他：

- ・キガリ市内の次の地域は夜間立入禁止。
  - ① ローカルマーケット（キミロンコ/Kimironko、ニヤミランボ/Nyamirambo 他）
  - ② 長距離バスターミナル付近（ニャブゴゴ/Nyabugogo 他）
  - ③ Avenue de Commerce（タウン地区西側、Kigali City Tower から Isoko マーケットの間）
  - ④ ニヤミランボ（Nyamirambo）
  - ⑤ キミサガラ（Kimisagara）
- ・キガリ市内の次の地域は夜間の徒歩移動禁止。
  - ① ポワルー（Poid Lourd: Car Wash・One Love・Sawa City 近辺）
  - ② キミフルラ（Kimihurura）の未舗装地区
- ・キガリ市では夜間立入禁止地域（上記参照）での宿舎は避ける。

## 2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

### （1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（1）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

\* 評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

### （2）業務の実施方針等

#### 1) 業務実施の基本方針

#### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下として下さい。

#### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2)業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### 4) その他

相手国政府又はJICA(JICAの現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

#### (3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3)業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

#### (4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

##### 1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

### 3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年7月追記版))」を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

## (2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

## (3) 定額計上について

定額計上とする経費はありません。

## (4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

## (5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

## (6) その他留意事項

コートジボワール（アビジャン）における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 20,900 円／泊として計上してください。日数は2日間を想定しています。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>
(1) 類似業務の経験	( 6 )
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	( 4 )
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 65 )</b>
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 25 )</b>
(1) 業務主任者の経験・能力	( 25 )
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	( 25 )
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3